

# 上島町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

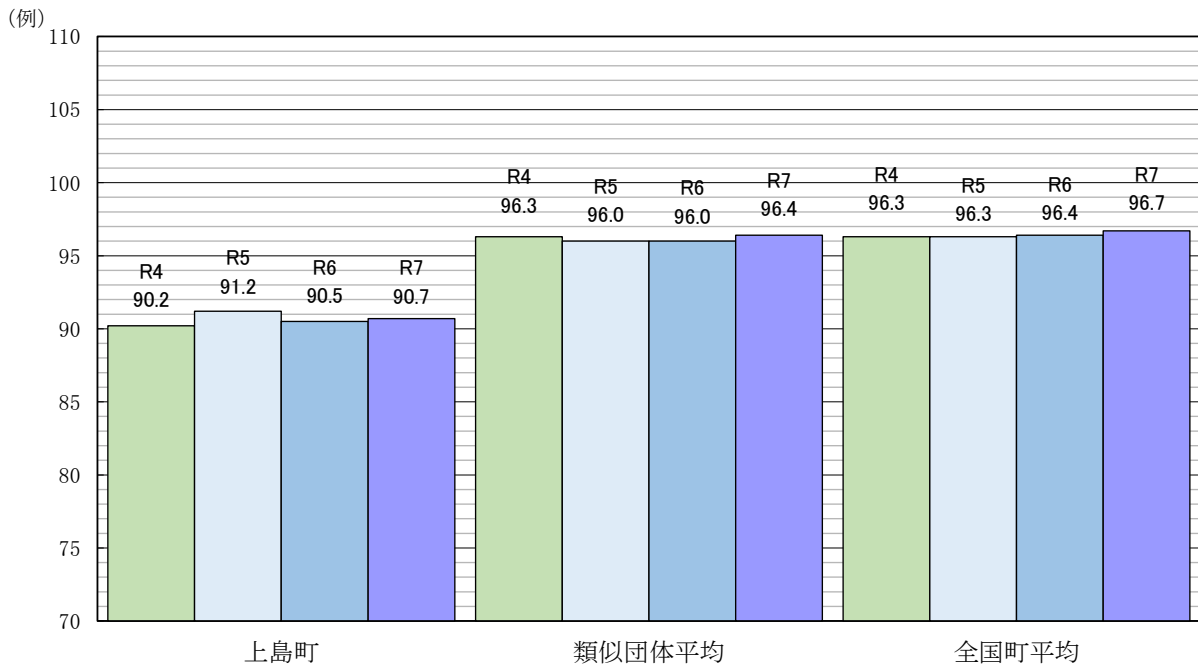
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 6,085	千円 6,689,871	千円 73,356	千円 1,437,775	% 21.5	% 18.4

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和6年度	人 145	千円 543,870	千円 85,739	千円 190,799	千円 820,408	千円 5,658	千円 5,723

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 本町は、地域手当支給対象団体ではなく、支給実績もない。  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの。  
 4 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載)

該当しない

#### (4) 給与改定の状況

※人事委員会未設置団体のため省略

#### (5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の7級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

##### ②地域手当の見直し(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

地域手当未支給団体のため省略

##### ③その他の見直し内容

・扶養手当、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

#### (6) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)
上島町	42.4 歳	288,060 円	355,430 円
愛媛県	42.0 歳	325,485 円	411,533 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円
類似団体	41.2 歳	314,279 円	364,128 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
上島町	44.6 歳	15 人	256,247 円	292,514 円	バス運転手	52.1 歳	317,900 円	0.92
愛媛県	56.5 歳	161 人	336,989 円	367,590 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	51.0 歳	3 人	287,371 円	310,867 円	—	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

### (2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		上島町	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	226,953 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	195,667 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	211,000 円	193,655 円	— 円
	中学卒	199,000 円	— 円	— 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,100 円	313,900 円	354,500 円	379,000 円
	高校卒	252,800 円	285,800 円	375,800 円	365,800 円
技能労務職	高校卒	242,600 円	267,100 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

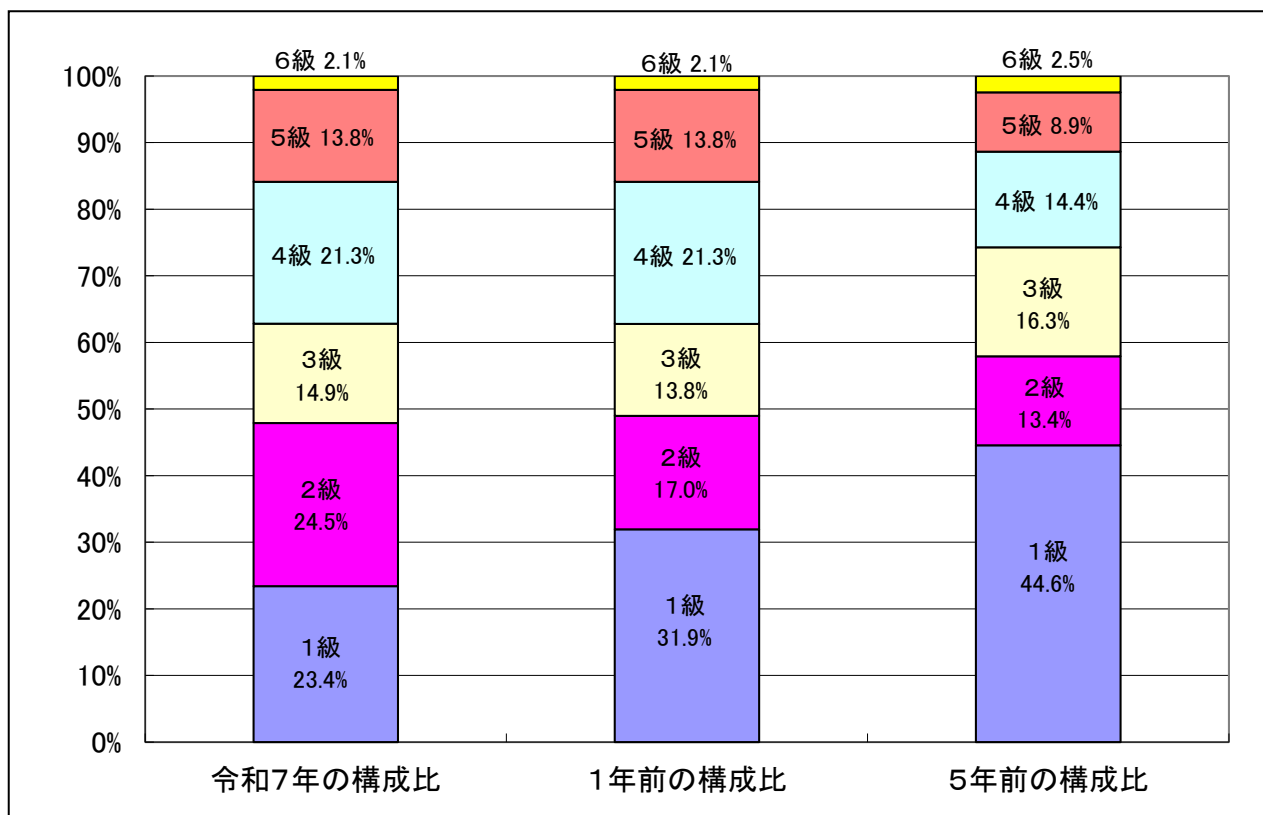
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	22人	23.4%	183,500円	258,100円
2級	主査	23人	24.5%	230,000円	308,500円
3級	係長	14人	14.9%	265,300円	354,700円
4級	課長補佐	20人	21.3%	298,800円	386,100円
5級	課長	13人	13.8%	321,300円	398,200円
6級	部長	2人	2.1%	355,200円	415,700円

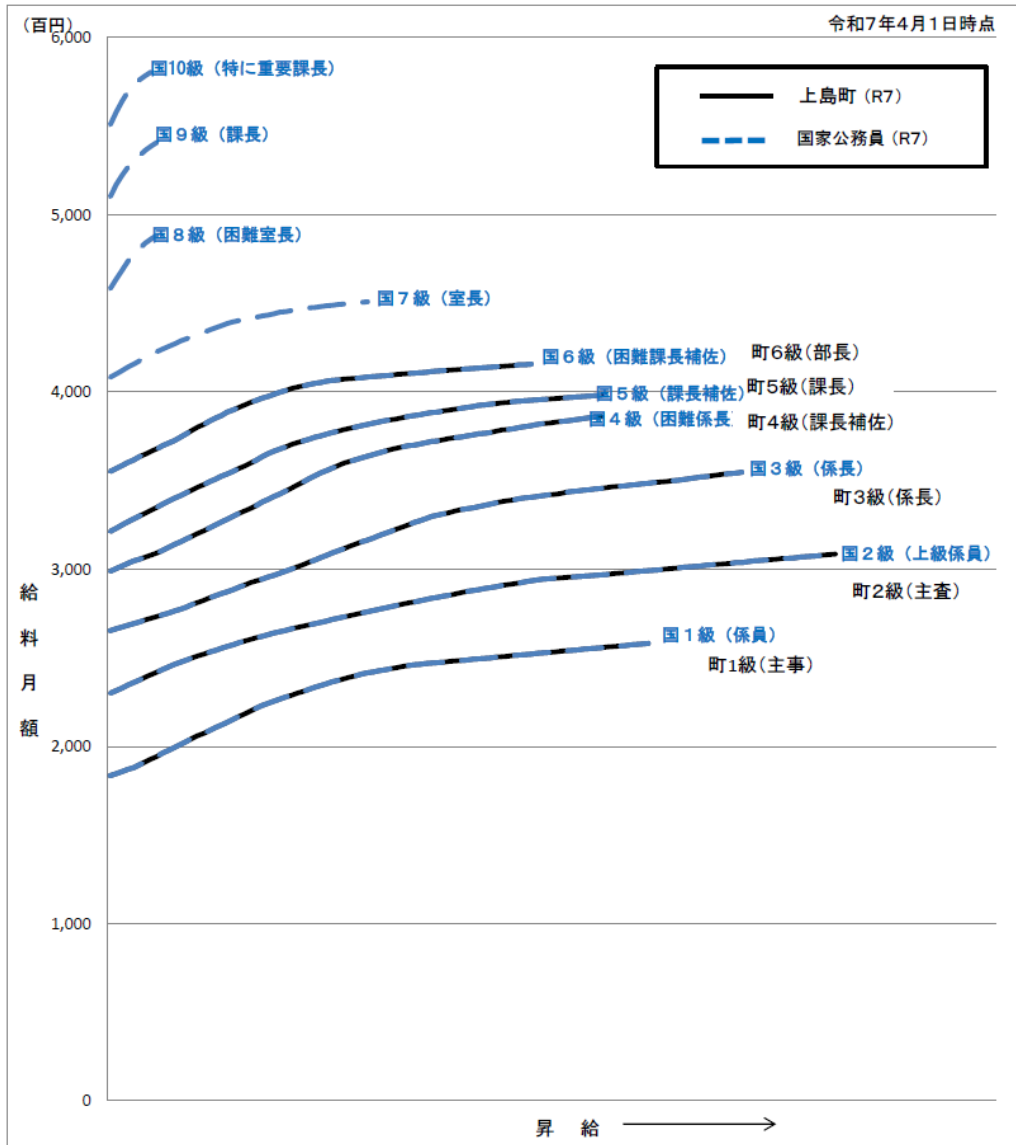
(注) 1 上島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和7年4月1日現在)



(3) 昇給の人事評価の活用状況(一般行政職) (上島町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
上位、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

平成21年度から新たな人事評価システムを構築平成22年度から完全移行年2回の勤務評定により昇給が決定

区分	A	B	C	D	E
	特に優れている	優れている	普通	普通よりも劣る	良くない
54歳以下	8	6	4	2	0
55歳以上	2	1	0	0	0

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

上島町	愛媛県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,454 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,609 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

※ ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(上島町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
上位、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

### (2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

上島町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7 /100		83.7 /100		
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし )			その他の加算措置		
1人当たり 平均支給額	自己都合 2,096 千円	勸奨・定年 19,415 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

### (3) 地域手当

なし

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		3,431 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		65,981 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		24.0 %	
手当の種類(手当数)		11 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特別養護養護老人ホーム勤務手当	特別養護老人ホームに勤務し、入所者の直接処遇業務に従事する職員	入所者の介護等直接処遇業務	給料月額の3～16%
消防手当	消防業務に従事した消防吏員	消防業務	給料月額の3%
消防出動手当	消防出動した非当直消防吏員	消防業務	200円/件
救急業務手当	救急患者を搬送した消防吏員	救急搬送業務	200円/件
船舶乗務手当	救急艇に船長として乗務した消防吏員	救急搬送業務	200円/件
救急救命手当	救急救命士	救急救命業務	500円/件
管外搬送手当	救急患者を管外搬送した消防吏員	救急搬送業務	800円/件
じん芥処理業務手当	じん芥処理業務に従事した職員	じん芥焼却処理業務	5,000円/月
し尿処理業務手当	し尿処理業務に従事した職員	し尿処理業務	9,000円/月
行旅死亡人取扱作業手当	行旅死亡人取扱作業に従事した職員	行旅死亡人取扱作業	5,000円/回
火葬業務手当	火葬業務に従事した職員	火葬業務	5,000円/体

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	37,852 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	289 千円
支給実績(令和5年度決算)	29,891 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	218 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当

なし

(7) その他の手当（令和7年4月1日）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	(令和6年度決算)	
			支給実績	職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	○子・配偶者以外 6,500円 ○配偶者 3,000円 ○子11,500円 ※高校・大学生の子 5,000円加算	同	15,405千円	169千円
住居手当	○家賃23,000円以下(家賃額-12,000円) ○家賃23,000円以上 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 上限27,000円	限度額の設定あり	6,210千円	96千円
通勤手当	○交通機関等利用者・交通用具使用者 (月額36,000円以内)	限度額の設定あり	5,839千円	44千円
管理職手当	○管理又は監督する地位にある職員に対して支給	同	21,496千円	413千円
管理職特別勤務手当	○管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給(区分に応じて6,000～12,000円/回の定額(6時間を超える場合は加算あり))	同	2,729千円	62千円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	724,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 892,000 円 / 523,000 円	
	副 町 長	594,000 円	700,000 円 / 360,000 円	
報 酬	議 長	260,000 円	366,000 円 / 200,000 円	
	副 議 長	210,000 円	320,000 円 / 170,000 円	
	議 員	190,000 円	310,000 円 / 150,000 円	
期 末 手 当	市区町村長 副市区町村長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.45 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.46	(1期の手当額) 15,985,920 円	(支給時期) 任期満了後
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.27	7,698,240 円	任期満了後
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

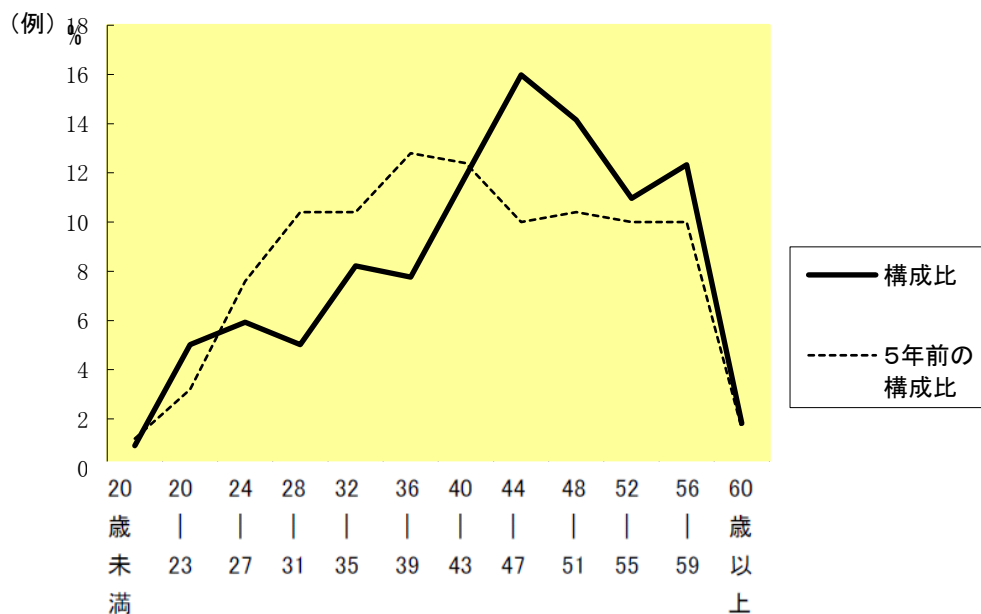
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	議 会	2	2	0	
	総務企画	46	46	0	
	税務	3	4	1	行政組織変更に伴う増
	民生	21	19	▲ 2	行政組織変更に伴う減
	衛生	11	9	▲ 2	行政組織変更に伴う減
	労働	0	0	0	
	農林水産	7	7	0	
	商工	8	8	0	
	土木	8	9	1	行政組織変更に伴う増
	計	106	104	▲ 2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 17.1 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 11.9 人)
教育部門	13	13	0		
消防部門	26	23	▲ 3	退職による減	
小 計	145	140	▲ 5	<参考> 人口1,000人当たり職員数 23.0 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 14.3 人)	
公営企業等会計部門	小 計	79	79	0	
合 計		224 [ 282 ]	219 [ 282 ]	▲ 5	<参考> 人口1,000人当たり職員数 36.0 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	11人	13人	11人	18人	17人	26人	35人	31人	24人	27人	4人	219人

## (3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	128	122	113	112	106	104	-24 -18.8%
教育	12	12	12	12	13	13	1 8.3%
消防	29	26	25	26	26	23	-6 -20.7%
普通会計 計	169	160	150	150	145	140	-29 -17.2%
公営企業等会計 計	82	82	78	78	79	79	-3 -3.7%
総合計	251	242	228	228	224	219	-32 -12.7%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にとっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 202,048	千円 21,252	千円 13,504	% 6.7	% 5.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R6年度	人 2	千円 6,493	千円 602	千円 2,553	千円 9,648	千円 4,824

- (注) 1 職員手当には退職給与金・賞与引当金を含まない。  
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び  
 定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上 島 町	36.0 歳	273,500 円	401,988 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

上島町公営企業職員		上島町平均	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,276 千円		1,454 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.400) 月分	(1.000) 月分	(1.400) 月分	(1.000) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	

※ ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

※退職手当・その他手当等については、一般行政職と同様のため省略